

居宅介護支援重要事項説明書

焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 平成30年3月28日（焼津市規則第7号）第4条の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関しあなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

(1) 名称等

名 称	居宅介護支援事業所 つばさ豊田
所 在 地	〒425-0087 焼津市保福島 1202 番地
電 話 番 号	0 5 4 - 6 2 8 - 3 3 5 5
F A X 番 号	0 5 4 - 6 2 8 - 3 3 6 3
法人種別及び名称	社会福祉法人 正生会
代 表 者 職	理事長
代 表 者 氏 名	石井 紀子
管 理 者 氏 名	小野塚 知美
介護保険事業所番号	2 2 7 5 1 0 0 6 7 1
指 定 年 月 日	平成19年 5月1日
交 通 の 便	焼津駅より車で10分・西焼津駅より車で5分
サービスを提供する 通常の実施地域	焼津市・藤枝市

(2) 職員の概要

令和6年4月1日現在

職 種	職員数	勤務形態及び人員	保有資格の内容
管 理 者	1人	常勤 兼務 1人	主任介護支援専門員
介 護 支 援 専 門 員	4人	常勤 専従 3人 常勤 兼務 1人	介護福祉士 看護師

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日（12月30日から1月3日を除く） 午前8時30分から午後5時30分
緊 急 時 等 の 体 制	事業所または、担当介護支援専門員への連絡により、 対応をとることができます。

2 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の申請代行	自ら申請を行うことが困難な方に対し、利用者の意志を確認した上で、要介護認定、要支援認定、認定の更新及び認定区分の変更に係る申請の代行等の援助を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者と家族の同意を得て最大限にニーズを反映できるように居宅サービス計画を作成していくものとします。
居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画の変更等)	必要なモニタリングを行い、的確にサービスが提供されているかを管理していきます。不都合が生じた場合は、ただちにモニタリングを行い、必要に応じてサービスの変更を行うものとします。
サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画作成後も、継続的に事業者との連絡を行い、サービス実施状況の把握に努める。又、家族からの希望や苦情があった場合には、ただちに連絡をとり、居宅サービス計画の変更や改善を求める等に努めるものとする。
介護保険施設への紹介	利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難と認め、入所を希望する場合には、紹介及びその他の便宜を図ります。
研修への参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加するように努めます。
その他	その他、必要に応じて、上記に付随する援助を行います。

3 居宅介護支援の利用にあたって

項 目	内 容
サービス提供困難時の対応	事業者は、人員不足等によりサービス提供困難等やむを得ない事情がある時には、1か月間の予告期間において利用者に理由を示すことにより、この契約を解約します。この場合において、事業者は他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
サービスの質の向上のための方策	事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその評価から問題点を見つけサービスの改善を図るものとします。
居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について	居宅介護支援が、利用者の意思及び人格を尊重し、その希望に基づき行われることから、利用者は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、介護支援専門員に対し、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
介護支援専門員を変更する場合の対応	介護支援専門員の変更を利用者又は家族が希望する場合には、随時変更することができます。

主治の医師および医療機関等との連絡	事業所は利用者の同意を得て、主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。
プライバシーの遵守	利用者及び家族から知り得た情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、サービス担当者会議等において個人情報を提供する場合には、利用者又は、署名代理人及び家族から文書での同意を得ない限り、当該個人情報は使用しません。
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。
事業所の利用状況について	当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
権利擁護のための措置	<p>高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 虐待防止委員会の開催 ② 高齢者虐待防止のための指針の整備 ③ 身体拘束廃止に向けた取組の指針の整備 ④ 虐待防止研修の実施 ⑤ 専任担当者の配置 <p>権利擁護に関する担当者：管理者 小野塚 知美</p>
業務継続に向けた取組	<p>自然災害や感染症等の不測の事態が発生しても、利用者に在宅生活を継続していただくため、可能な限り短い期間で業務を復旧させることができるよう、以下の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① BCP（業務継続計画）の策定 ② 防災委員会・感染対策委員会の設置 ③ 防災及び感染症対策の研修・訓練

4 利用料

(1) 利用料

原則として、介護保険より全額給付されるため自己負担はありません。但し、被保険者証に支払い方法変更の記載(利用者様が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があった場合には、1か月につき要介護度に応じ、下記の(ア)及び(イ)の該当項目の単位数合計に10.21円を乗じた金額を頂きます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、証明書を利用者様の保険者となる市町村窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

※焼津市は地域区分が「7級地」であるため上記表の単位数に10.21円を乗じた金額となります。

(ア)

I 担当件数が40件未満の場合

要介護 1, 2	1, 0 8 6 単位/月
要介護 3, 4, 5	1, 4 1 1 単位/月
Ⅱ 担当件数が 4 0 件以上 6 0 件未満の場合	
要介護 1, 2	5 4 4 単位/月
要介護 3, 4, 5	7 0 4 単位/月
Ⅲ 担当件数が 6 0 件以上の場合	
要介護 1, 2	3 2 6 単位/月
要介護 3, 4, 5	4 2 2 単位/月

※ I は ICT の活用や事務職員の配置等により事務の効率化をした場合、担当件数を 45 件までにすることが可能となる。

II は 40 件を超えて 60 件未満の部分にのみ適用。

III は 60 件を超える部分にのみ適用。

(イ)

入院時情報連携加算 (I)	2 5 0 単位
入院時情報連携加算 (II)	2 0 0 単位
通院時情報連携加算	5 0 単位
退院・退所加算 (I) イ	4 5 0 単位
退院・退所加算 (I) ロ	6 0 0 単位
退院・退所加算 (II) イ	6 0 0 単位
退院・退所加算 (II) ロ	7 5 0 単位
退院・退所加算 (III)	9 0 0 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	2 0 0 単位
ターミナルケアマネジメント加算	4 0 0 単位
特定事業所加算 II	4 2 1 単位
初回加算	3 0 0 単位

※ 入院時情報連携加算

病院又は、診療所へ入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に関する必要な情報を提供した場合に算定。

※ 通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定。

※ 退院・退所加算

病院、診療所、介護保険施設等の職員と面談を行い、当該利用者に関する情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し調整を行った場合に算定。(初回加算を算定する場合は不可)

※ 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要なサービスの利用に関する調整を行った場合に算定。

※ ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者へ提供した場合に算定。
「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガ

イドライン」等の内容に沿った取組を行う

※ 初回加算

適切且つ質の高いケアマネジメントを実施するために、特に手間を要する初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更を受けた場合)に算定。

(2) 交通費 居宅介護支援を提供することにおいて交通費はかかりません。

(3) 支払方法 利用者様が当事業所に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。翌月10日までに前月分の請求をしますので、請求月の27日までにお支払ください。

5 居宅介護支援に対する苦情

(1) サービスに関する相談や苦情・ご意見については、次の窓口で対応します。

相談窓口	窓口担当者	居宅介護支援事業所管理者 小野塚 知美
	ご利用時間	月～土 8:30～17:30
	ご利用方法	面接及び電話相談
	連絡先	054-628-3355(電話)

(2) 社会福祉法人正生会において、サービスに関する相談や苦情・ご意見等については、第三者委員を設置しています。

相談窓口	第三者委員	
	大石 壮吾	{連絡先054-624-5734}
	鈴木 春子	{連絡先054-624-4434}
	吉永 律子	{連絡先054-624-4948}

(3) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
焼津市介護保険課	425-8502	焼津市本町2丁目16番32号	054-626-1159	054-621-0034
静岡県国民健康保険団体連合会	420-0824	静岡市葵区春日町2-4-34	054-253-5590	054-205-3315
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 静岡県福祉サービス運営適正委員会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70	054-653-0840	054-653-0840

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 〒425-0051 静岡県焼津市田尻 792 番地の 1

名称 社会福祉法人 正生会

(事業所)

所在地 〒425-0087 静岡県焼津市保福島 1202 番地

名称 居宅介護支援事業所 つばさ豊田

説明者 印

私は、契約書および本書面に基づいて、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 氏 名 印

(または署名代理人) 印

(代理人の場合)本人との関係 印